

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため皆様のご協力をお願いします

- ・密集・密接を避けるため、受付人数を制限します。(午前50名・午後50名)
- ・発熱・倦怠感・咳・鼻水など風邪の症状がある場合は来庁をお控えください。当日検温をして37.5度以上の発熱がある場合や検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合は申告ができません。
- ・会場ではマスクを常時着用し、手指の消毒・除菌をお願いします。密閉を避けるため、申告会場のドア・窓を開放します。
- ・接触時間を短くするため、必要書類(固定資産税納税通知書・領収書等)がそろっていない場合は当日の申告受付ができないことがあります。

**申告期間 2月8日(月)～3月15日(月)**

※土日祝日を除きます  
※2/8～2/15は収入がない人、収入が年金・給与のみ、学生の受付です

**受付時間**  
9時～10時半(整理券配布は8:10から)  
13時半～15時(整理券配布は13:00から)  
※受付時間内でも受付人数が50名に達した時点で受付を終了します  
※内容によって、順番が前後することがあります

**申告場所** 町民交流センター会議室(役場庁舎内)

**申告が必要な方**

※税務署やeTAXで確定申告する方は役場で申告の必要はありません

- ①職場で年末調整をしていない、または2か所以上の事業所から給与があり合算して年末調整をしていない
- ②収入が公的年金や給与のみだが、控除の追加や変更がある
- ③事業収入や不動産収入がある
- ④2つ以上の収入がある(事業と給与、年金と不動産、事業と給与と不動産など)
- ⑤収入がなく誰の扶養にも入っていない

- 申告に必要なもの**
- ①印鑑(認印で可)※代理人が申告する場合は、代理人の印鑑が必要です
  - ②前年中の収入を証明する書類(源泉徴収票・給与明細書・収支内訳書等、障害年金や遺族年金受給者は受給がわかるもの)
  - ③生活保護を受けている方は「被保護証明書」
  - ④営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収入や経費の確認ができる全ての書類
  - ⑤社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
  - ⑥障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用する場合)
  - ⑦A医療費控除の明細書・Bセルフメディケーション税制の明細書と健康診査等の受診を証明できる書類(A・Bどちらか選択)  
※医療費についての詳細は、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。
  - ⑧**申告者名義**の預金通帳や口座の確認ができるもの(所得税の還付に必要です)
  - ⑨マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと顔写真付きの身分証明書

- 皆様へのお願いです!
- ①**事前に明細書・収支内訳書を作成してください** 医療費控除の明細書や、営業・農業・漁業・不動産所得等の収支内訳書が作成されていない場合は、作成後の受付になりますのでご了承ください。
  - ②**期間後の申告受付を停止します** 申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合をのぞき、下記の期間は申告受付を停止します。期間内申告にご理解・ご協力をお願いします。

申告受付停止期間 **3月16日(火)～5月31日(月)**

申告期間	申告対象	混雑状況	申告期間	申告対象	混雑状況
2/8(月)～2/15(月)	収入がない・収入が年金・給与のみ・学生	普通	3/2(火)	全員	普通
2/16(火)	嘉手苧・翁長・池田	普通	3/3(水)	全員	普通
2/17(水)	上原・西原ハイツ	普通	3/4(木)	全員	普通
2/18(木)	我謝・森川・内間団地	普通	3/5(金)	全員	普通
2/19(金)	兼久・西原団地・小橋川・坂田高層	普通	3/8(月)	全員	とても混雑
2/22(月)	小那覇・掛保久・桃原・小波津団地	普通	3/9(火)	全員	とても混雑
2/24(水)	小波津・内間・平園・幸地ハイツ	普通	3/10(水)	全員	とても混雑
2/25(木)	美咲・幸地高層・棚原・西原台団地	普通	3/11(木)	全員	とても混雑
2/26(金)	千原・坂田・安室・呉屋	普通	3/12(金)	全員	とても混雑
3/1(月)	与那城・幸地・徳佐田・津花波	普通	3/15(月)	全員	とても混雑

お問い合わせ 税務課 町民税係 ☎ 098-945-4729

65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ **所得税や住民税の控除対象になる場合があります!**

認定・証明書種類	説明	対象者
障害者認定控除	障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定を受けている65歳以上の方は、所得税法上の障がい者に該当する場合があります。所得税法上の障がい者に該当する方には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。当該認定書を添えて確定申告することで、一定の金額の控除を受けることができます。 ※交付手数料はかかりません。	下記をすべて満たす方 ①65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている ②障害者手帳の交付を受けていない ③介護保険の認定調査票、主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準である
おむつ代医療費控除	確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方で要件を満たす場合は、町の交付する確認書に代えることができます。 ※交付手数料として1枚300円かかります。	下記をすべて満たす方 ①おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降 ②要介護認定を受けている ③介護保険の主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準であり、尿失禁の発生の可能性がありとなっている

上記の認定書及び確認書の交付については申請が必要となります。詳細については、下記までお問い合わせください。  
**お問い合わせ 健康支援課 介護支援係 ☎ 098-945-4791**

**北那覇税務署からのお知らせです**

結の街での確定申告を検討されている方へ

**場所: 浦添市産業振興センター・結の街(国立劇場おきなわ隣)**  
※申告書等の提出のみの会場は、サンエーパルシティ5階(オレンジゾーン)となっております。(2/16～3/15 ※2/21・2/28以外の土日祝日は開設なし)

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>密を避ける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax</li> <li>☑ 作成手順は国税庁の動画サイトでチェック!</li> </ul> | <p><b>密を作らない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 確定申告会場への入場は「入場整理券」が必要です!</li> <li>☑ 整理券は各会場で当日配布。LINEから事前発行もしています</li> </ul> |
|---|--|

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として令和3年2月16日より前から申告相談をお受けしています。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 北那覇税務署 ☎ 098-877-1324

